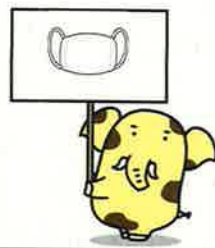


新座駅北口 土地区画整理だより



No. 24

発行
新座駅北口土地区画整理事務所
新座市野火止五丁目4番28号
TEL 048-487-8380
令和3年1月

令和2年度道路築造等工事予定 箇所の変更について

本市の財政状況につきましては、非常に厳しい状況が続いており、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない現在、税収の大幅な減少が避けられない状況となりました。そこで、このような未だかつてない事態を乗り越えていくために、令和2年10月1日に「財政非常事態」であることを内外に宣言いたしました。本市が実施している全ての事業を見直し、事業の廃止や、一時的な休止、縮小などに伴い、本区画整理事業におきましても、今年度の工事予定箇所に ついて、一部先送りを行いました。(下記、工事予定箇所図参照)

皆様には、多大なご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い いたします。

※財政非常事態宣言…詳しくは広報にいざ(11月号)並びに市ホームページをご参照ください。

区10.5-2号線(歩道)暫定通行について

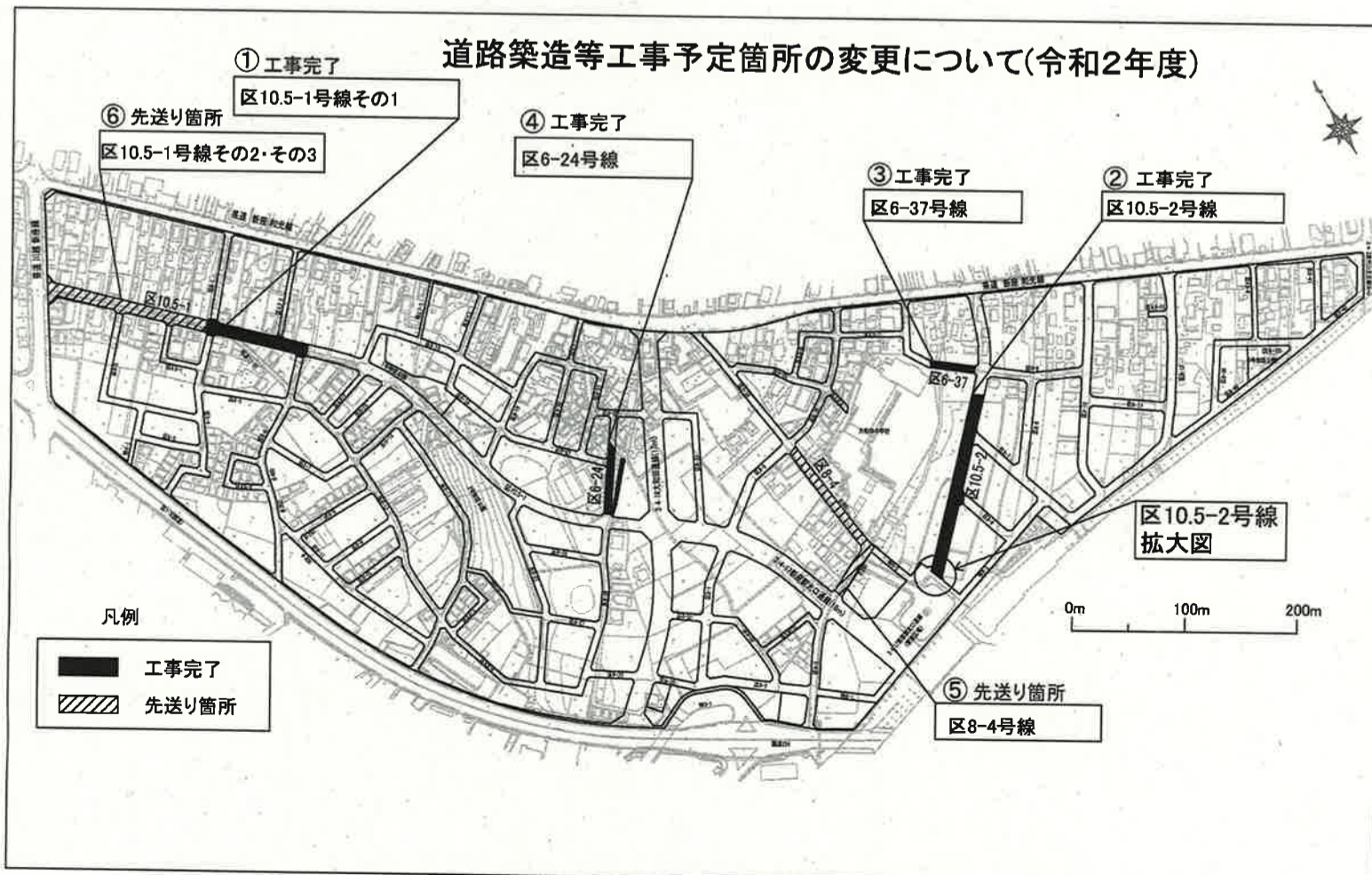
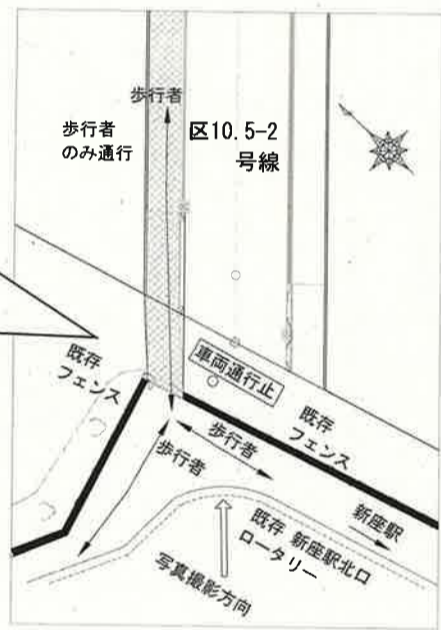
県道新座和光線(旧川越街道)から駅前ロータリーへ抜ける区10.5-2号線は、令和3年3月1日から、片側(大和田小側)の歩道のみ、関係する歩行者の通行ができる予定です。車道につきましては、道路管理者及び警察との協議の結果、安全を確保することが現段階では難しいため、歩行者のみの通行を開始させていただくこととなります。

みなさまが安心して使用していただけるよう、ご協力のほどよろしくお祈いします。

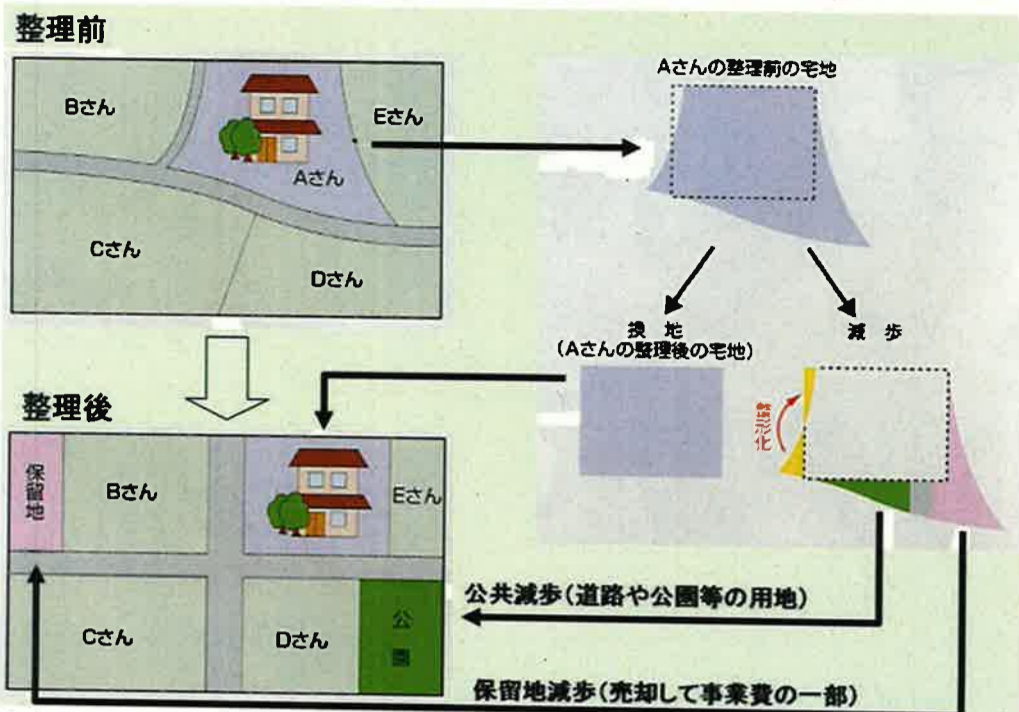
(左図参照)

区10.5-2号線拡大図

(駅前ロータリーより撮影)



日頃から区画整理事業にご協力いただき誠にありがとうございます。



(引用：埼玉県 HP より)

みなさまのご協力のお陰で街が整備されているゾウ！



県道新座和光線の歩道築造完成写真



歩道がキレイになって歩きやすくなったゾウ！



土地区画整理用語の解説

【減歩について】

土地区画整理事業では、道路の拡充、公園等の整備などのために、新たな用地が必要であり、その用地は、買収事業とは違い、区画整理事業地区内の土地の権利者から、各々土地評価に応じて提供していただく仕組みになっています。

この個々の土地の面積が事業により減少することを減歩といい、提供していただく宅地の割合を「減歩率」といいます。なお、換地後の面積は減少しますが、土地区画整理事業によって宅地の価値が増大するため、土地の権利者に補償金をお支払いすることはありません。

また、事業による利用増進の多い土地ほど減歩率は大きくなり、土地ごとに減歩率は異なります。

減歩には、道路、公園等公共用地のための減歩（公共減歩）と事業費に充てるために売却する用地（保留地）のための減歩（保留地減歩）があります。

【清算金について】

清算金とは、従前地から算定される権利価額と換地の評価額の間が生じる不均衡を是正するために権利者間で徴収、交付する金銭のことです。よって、清算金は減歩に対する補償金ではありません。土地区画整理事業地区内の土地の権利者（全員）に、必ずこの清算金の徴収もしくは、交付が発生します。

清算金の額は、事業完了時である換地処分の公告の日の翌日に確定することになり、その後に清算事務を行います。

～令和2年10月1日付で新座駅北口土地区画整理事務所職員の人事異動がありました～

【異動】 主任 増田 英之（こども未来部保育課へ）

職員9名一丸となって事業を進めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事業に関するお問合せ先】
新座駅北口土地区画整理事務所

TEL 048-487-8380

FAX 048-477-6251